

健康保険だより



協会けんぽ加入の事業主・加入者のみなさまへご案内します

職場のみなさまで回覧をお願いします。※健康保険組合・国保組合に加入のみなさまは、参考としてご一読ください。

今月号の
トピックス

①今年度の健診は
お済みですか？

②定期健康診断
(事業者健診)結果の
提供をお願いします！

③40歳～74歳の被扶養者
(ご家族)対象集団健診
(特定健診)のご案内

④第三者行為による
傷病届をご提出くだ
さい。

TOPIC
01

今年度の健診はお済みですか？

協会けんぽでは、年度内お一人様1回に限り健診費用の一部を補助するお得な「生活習慣病予防健診」をご用意しています。まだ、今年度の健診を受けていない方は、お早目にお申込みください。

対 象

35歳から74歳までの被保険者(ご本人)

自己負担額

一般健診総額最高**18,865円**のところ、自己負担額最高**5,282円**

予 約 方 法

健診実施機関へ直接電話またはWeb(一部健診機関のみ)で予約
生活習慣病予防健診について詳しくはこちら



令和6年度より付加健診※の対象年齢を拡大しました。

※付加健診とは、生活習慣病予防健診に追加して
受けられる健診で、肺機能検査や腹部超音波検査
など検査項目が追加された、より詳細な健診です。

40・50 歳

40・45・50・55
60・65・70 歳

TOPIC
02

定期健康診断(事業者健診)結果の提供をお願いします！

協会けんぽでは従業員の皆さまの健康をサポートするため、事業主の皆さまに、労働安全衛生法による定期健康診断(事業者健診)を受けた協会けんぽ加入の**被保険者(ご本人)様の、健診結果の提供※**をお願いしています。健診結果を提供いただくと、健診結果に応じて保健師・管理栄養士による無料の健康づくりサポート(特定保健指導)がご利用いただけます。



健診結果の提供について詳しくはこちら

協会けんぽ神奈川 健診結果



※生活習慣病予防健診(協会けんぽの費用補助を利用した健診)を受けた方の健診結果の提供は不要です。

また、健診結果の提供は高齢者の医療の確保に関する法律で義務付けられており、健診を受けた方(従業員様)の同意は不要です。

裏面もご覧ください

 **全国健康保険協会 神奈川支部**
協会けんぽ

〒220-8538 横浜市西区みなとみらい4-6-2 みなとみらいグランドセントラルタワー9階

TEL:045-270-8431(代表)

お電話のお掛け間違いにご注意ください。
また、郵送での手続きにご協力をお願いします。

インターネット検索サイトより
「協会けんぽ」と入力してください。

協会けんぽ



<https://www.kyoukaikenpo.or.jp>



TOPIC
03

40歳～74歳の被扶養者(ご家族)対象集団健診(特定健診)のご案内

集団健診は、クリニック等の施設で健診を実施している健診機関が、ホール等の大規模会場を利用して実施する健診です。7,150円かかる健診が**無料で**受診できるうえ、充実したオプション検査(有料)もお得な料金で受けられます。この機会にぜひ受診ください。

集団健診の会場・日程等の詳細はこちらからご確認ください。



- ・今年度すでに特定健診を受診された方、すでにご予約をされている方は、今年度の集団健診は受診できません。
- ・受診には「特定健診受診券(セット券)」が必要です。
- ・オプション検査のみの受診はできません。
- ・健診受診日までに健康保険の資格がなくなった場合は受診できません。



TOPIC
04

第三者行為による傷病届をご提出ください。

交通事故など第三者の行為が原因でケガをした場合でも、工作中(業務災害)や通勤途中の事故(通勤災害)が原因でなければ、健康保険で診療を受けることができます。ただし、この場合には、「第三者行為による傷病届」の提出が必要です。

第三者行為による傷病届について詳しくはこちら



- 交通事故(他人との接触事故) ● 暴力行為
 - 他人の飼い犬にかまれた など
- 第三者の行為でケガをした場合

保険証を利用して診察を受けたとき
「第三者行為による傷病届」を
ご提出ください。

「工作中」「通勤途中」の病気やケガには保険証は使えません

工作中、通勤途中の病気やケガは「健康保険」ではなく「労災保険」の対象となり、保険証は使えません。

保険証が使える

- 工作中、通勤途中以外の病気やケガ



保険証が使えない

- 業務上の理由により病気やケガをしたとき(業務災害)
 - ・出張先でケガをした
 - ・過度な長時間労働が原因で病気を発症したなど
- 通勤途中にケガをしたとき(通勤災害)
 - ・出勤途中に交通事故にあったなど

・業務災害や通勤災害に該当するかの判断が難しい場合は、**お勤め先を管轄する労働基準監督署にご相談ください**。業務災害や通勤災害に該当するにもかかわらず保険証を利用して医療機関等を受診された場合は、**協会けんぽが負担した医療費(7～8割)を返納**いただくこととなります。

協会けんぽ神奈川支部メールマガジン登録募集中!!!

協会けんぽ神奈川支部では、加入者のみなさまのヘルスリテラシー向上を目的として、「**季節の健康情報**」や「**健康保険制度に関するタイムリーな情報**」などを毎月1回(25日頃)メールマガジンで配信しています。今後は「**時短レシピ**」に関する情報も掲載する予定ですのでお楽しみに!

協会けんぽ神奈川 メールマガ



[どなたでも無料\(通信料は除く\)で登録できます →](#)

